

生徒指導規程 (小学校生活の充実を図るために)

尾道市立吉和小学校

第1章 総

この規定は、尾道市立吉和小学校で学ぶ児童の健やかな成長を願い、小学校教育が終了するまで見通しを持った指導について、共通認識・共通指導を図るものである。

第1条《目的》

本校の教育目標を達成させるためのものであり、全ての児童がルール（社会的ルール）や決まり（学校から出された決まり）を守り、安全で安心して学校生活を送ることができるようにするため、必要な事項を定め生徒指導の充実を図るものである。

第2条《生徒指導のポイント》

自己肯定感の育成・・・児童が、学校生活の中で自分の存在感を味わうことができ、集団への所属感が持てるように指導する。

自律の育成・・・・・・・・児童が、社会ルールを守りお互いをかけがえのない存在として認め合い、よりよい社会を実現するために貢献できる人間になるように指導する。

自己責任の明確化・・・児童が、自分の行動を振り返り自分がかかわったことについて、他人の責任にすることなく、自分で責任をとっていくといった姿勢を育てていく。

第2章 学校生活に関すること

第1条《規則正しい生活について》

学校でのよりよい生活習慣を身につけるために、次の指導を行う。

(1)「起床時刻・学習開始時刻・就寝時刻」の三点固定に取り組む。

第2条《登下校について》

児童の安全を確保するために、登下校について次の指導を行う。

自宅を出て、自宅に帰るまでが学校生活である。

(1) 登下校は、徒歩通学とする。

①決められた通学路を通り、交通ルールを守る。

②自家用車の送迎は、ケガ等をして歩けない場合を除き原則禁止とする。

※自家用車の送迎は、正門までとする。(生徒の安全確保のため)

③登下校の服装は、規定の服装を着用する。

④登下校中には、買い食い・飲食はしない。

⑤登下校中は、ガレージや空き地・空き家などへのより道はしない。

⑥帰宅時刻は、夏期（3月～9月） 18：00 冬期（10月～2月） 17：00

第3条《登校・遅刻・早退・外出》

学校生活で望ましい生活習慣づくりのために、次の指導を行う。

- (1) 登校は、8時20分までに教室に入る。入っていない場合は、遅刻とする。
- (2) 欠席や遅刻をする場合は、必ず8時10分までに保護者から学校へ連絡をする。連絡が無い場合は、学校から確認の連絡を入れる。(児童の所在確認を行い、安全確保を図るため)
- (3) 早退時は、必ず担任の許可を得ること。帰宅したら、必ず学校に連絡を入れる。
(児童の所在確認を行い、安全確保を図るため)
事前にわかっている場合は、保護者が早退理由や時間・下校方法を学校に連絡する。
- (4) 体調が思わしくない時は、保健室で様子を見る。回復しない場合は、保護者に連絡して迎えに来ていただく。児童だけでの下校はさせない。
- (5) 登校後の外出はできない。忘れ物をした場合でも家に帰ることはできない。

第4条《身なりについて》

「服装の乱れは心の乱れ」と言われるように、身だしなみを整えることは、社会人になってからも求められるマナーであるので身だしなみを整える習慣をつける指導を行う。

- (1) 頭髪について、学習活動や運動等の妨げにならない清潔かつ自然な髪型とするよう次のことを指導する。
 - ①前髪は、目にかからない長さにする。
 - ②後ろの髪が肩より長い場合は、耳より下で一つまたは二つにくくる。
(くくる場合は、細いゴムで黒・紺・茶色、いずれも無地で飾りのないもの)
 - ③不自然な髪型(パーマ・剃り込み・ライン・一部を極端に伸ばしたり切ったり、バランスのとれない髪型)にしない。
 - ④染め色・脱色・付け毛をしない。
 - ⑤香水や整髪料は付けない。
 - ④保健上の都合で上記の規定にできない場合は、保護者を通して学校の許可を得る。
- (2) 制服について、生活規律の形成を図り自律した生活ができるよう次の指導を行う。
 - ①「服装の決まり」で規定している服装。(名札と帽子も含む)
 - ②ポロシャツは、ズボン・スカートの中に入れる。
 - ③ポロシャツの首元に、ハイネックが見えないようにする。
 - ④ズボンをずらしてはかない。
 - ⑤ソックスは、白で無地とする。(ワンポイントは不可)
(くるぶしがかくれるもの、ルーズソックスは不可)
 - ⑤靴は、学校規定されている白色の靴。かかとを踏まない。
 - ⑥体操服については、「服装の決まり」で規定している服装。
 - ⑦半袖の体操服の下に、長袖のアンダーシャツは着ない。寒い場合は、長袖の体操服を着用する。
 - ⑧赤白帽子のあごひもは、延びたままにせず長さを調整する。
- (3) 化粧・装飾・装身具について、学校生活の風紀が崩れないよう次の指導を行う。
 - ①ピアス・指輪・ネックレス・ブレスレット・ミサンガ等の装身具は付けない。

第5条《持ち物について》

学校に必要なものを持ってこず、落ち着いた気持ちで学習に集中できる態度を育てる指導を行う。

- (1) 金銭や貴重品について、子ども達を不祥事から守るために次のような指導を行う。

- ① 不必要な金品や貴重品は、絶対に学校に持ってこない。
 - ② どうしても必要なお金を持ってくる時は記名した紙袋等に入れ、登校した後に担任に必ず預ける。
 - ③ 金銭や貴重品の貸し借りは絶対にしない。
 - ④ 携帯電話・スマートフォンなどは、校舎内への持ち込みを禁止する。
※携帯電話・スマートフォンなどを所持する場合は、学校へ持ち込まないとともに、各家庭にも個人情報をアップしない、いじめにつながる言葉を書きこまない等の「わが家のルール」作りをお願いします。
- ※使用しているいないに関わらず、所持を見つけた場合にはその場で預かり、保護者に来校していただいた上で指導を行い返却する。
- ⑤ 学習に不必要な物（ゲーム機・音響機器・お菓子・遊具・漫画本）の校内への持ち込みを禁止する。
- ※使用しているいないに関わらず、所持を見つけた場合にはその場で預かり、保護者に来校していただいた上で指導を行い返却する。
- ⑥ 危険物（カッターナイフ・ライター・マッチ等）は学校に持ってこない。

第6条《学習（授業中の心得）について》

規律ある態度で学習を行い、しっかりとした基礎学力を身につけ自己実現を目指す力を付ける指導を行う。

- (1) 学習時間について、全ての児童が安心して学習を進め基礎学力を身につけるために次のような指導を行う。
 - ① 授業開始時間を守り、授業に向かう。
 - ② 授業の開始時と終了時には、礼儀正しくあいさつを行う。
 - ③ 授業開始までに、机・服装・ゴミが無いよう整理整頓をして授業に臨む。
 - ④ 授業中は先生の指示に従い、私語や手悪さなどしない。
 - ⑤ 授業中は、勝手に席を離れて立ち歩かない。
 - ⑥ 授業中は、大声を出したりチョッカイを出したりして友達の学習の邪魔をしない。
 - ⑦ 授業中の姿勢は、整然とした姿勢で学習する。
- (2) 学習用具について、不必要なものを持ってこずに集中して学習ができるように次の指導を行う。
 - ① 筆箱の中身については、指定されたもの以外持ってこない。
高学年：（鉛筆5本・三色ボールペン・蛍光ペン・消しゴム1個・ものさし）
低学年：（鉛筆5本・赤色鉛筆・消しゴム1個）
※ハサミ・コンパス・カッターナイフなどを入れない。
 - ② 下敷きを必ず持ってくる。
 - ③ 教科書・ノートは忘れずに必ず持ってくる。

第3章 学校外の生活に関すること

第7条《校区外での生活について》

吉和小学校の一員としての自覚を持って生活をし、伝統ある吉和小学校のよりよい伝統を築いていくための態度を育成するために保護者と連携して指導を行う。

この章の内容は、学校・家庭・関係諸機関と連携を取り指導を行う。

- ① 刃物・銃器・火薬類・空気銃・レーザーポインター等の有害玩具を持っての遊びや、人の迷惑

のかかる遊びはしてはいけない。(銃刀法違反等に触法する。)

- ②田畑・森林・その他立入り禁止区域。空き家・空き地・ガレージなどに立ち入ってはいけない。
(不法侵入で触法する)
 - ③交通法規・交通マナーをよく守り、事故のないように注意する。特に自転車の二人乗り・路側帯のない道の右側通行・蛇行・並列・無灯火・片手運転などの法に反する運転はしてはいけない。
 - ④遊泳禁止区域では、絶対に泳がない。(尾道水道は遊泳禁止区域である。また、吉和港も遊泳禁止)
 - ⑤児童だけで校区外に行ってはいけない。
(映画館・スポーツ施設・カラオケボックス・飲食店・ゲームセンター・スーパーには、保護者同伴でないと行ってはいけない。)
- ※校区内の大型量販店にも、児童だけで行ってはいけない。
※保護者は、広島県青少年育成条例により、娯楽施設の利用にあたっては保護者同伴の場合でも夜間は利用しない。
- ⑥特別な場合を除き、夜間の外出はしてはいけない。
(広島県青少年育成条例により、23時以降の外出は指導の対象となる。)
 - ⑦保護者は、酒・たばこ類を児童に購入させたり、飲酒・喫煙をさせたりさせない。
 - ⑧知らない人に声をかけられても、絶対について行ってはいけない。
 - ⑨知らない人に、友達の住所・電話番号等の個人情報を教えない。

第4章 特別な指導に関すること

第8条《特別な指導について》

「社会で許されないことは、学校でも許されない。学校で許されないことは、社会でも許されない。」との認識に基づき、児童が校内及び校外で問題行動を起こした場合に反省させ、よりよい学校生活を送るために次の指導を行う。

問題行動に対し、教育上必要と認められた場合は、特別な指導を行う。指導に当たっては、発達段階や常習性を配慮する。

- ①次のような問題行動があった場合には、触法行為であり警察等の関係機関と連携をする。
(保護者の方には来校していただく。生徒は、当面の間は別室指導を行う。)
- ア 暴力行為
 - イ いじめ・呼び出し等による暴力行為や恐喝
 - ウ 故意の器物破損(落書き・花だんへのいたずらを含む)
 - エ 万引き・窃盗
 - オ 交通違反
 - カ 火遊び
 - キ 金品持出・金品強要(恐喝)
 - ク 喫煙・飲酒
 - ケ メールによる悪質な誹謗中傷
 - コ その他学校教育上指導に必要と判断した行為。
- ②学校生活において、他人に迷惑をかける行為を行った場合には、特別な指導を行う。
- ア 授業妨害(先生の指示に従わない場合。大声を出したり勝手に席を立ち歩いたりした場合)
 - イ 授業エスケープ

- ウ 暴言・指導無視
 - エ その他、学校が教育上指導が必要と判断した行為。
- ③学校の規則を違反した場合には、特別な指導を行う。
- ア 服装頭髪違反が繰り返される場合
 - イ 不要物の持ち込み（危険物・携帯電話・おかし等）
 - ウ 故意による器物破損（故意にやった場合は、弁償をさせる。）
 - エ 登下校における交通違反（通学路以外を通る・自転車による登下校等）
 - オ その他、学校教育上指導が必要と判断した行為

第9条《特別な指導のうち、反省指導等について》

- ①学校反省指導については、学校において別室で反省指導を行う。
- ②別室指導の方法は、次の様に行う。
- ア 別室において、自分を見つめ直すことに重点を置き、反省することをさせる。
 - イ 授業カリキュラムを個別に設定し、教科学習や自己を見つめる学習を行う。
 - ウ スクールカウンセラー等の教育相談と反省指導を複合した指導を行う。
- ③別室指導の期間は次の様に定める。
- ア 問題行動や常習性により、期間に違いがある。
 - イ 数時間から半日・一日・二日・三日等

第10条《特別な指導における、学校体制について》

特別な指導は、児童が自ら起こした問題行動を反省し、よりよい学校生活を送り、人格形成を行うためのものである。そのために、全教職員で意識統一のもと児童の成長を見守る体制を確立させて指導を行う。

- ①事実確認を行い、指導記録を残す。（義務教育9年間の継続指導に役立てる）
- ②事実確認や保護者対応は、複数で対応を行う。
- ③法令・法規に違反する行為を繰り返す場合は、関係機関と連携をとる。
- ④再発防止のため、具体的な約束や展望を持たせる指導を行う。

第11条《その他》

生徒指導を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会、育友会総会等で説明し、生徒指導規程の周知に取り組む。また、全家庭に配布し保護者に対しての周知に取り組む。

付 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。